京都市国際交流会館内レストラン及び喫茶コーナーの事業者募集要項 不動産仲介事業者向け補足事項

今回の募集については、不動産仲介事業者の方が、入店希望の事業者(以下「入店希望者」 という。)を仲介・斡旋していただくことも可能です。下記の条件等を御確認のうえ、お手 続をお願いいたします。

記

1 仲介斡旋できる不動産仲介事業者の条件

- (1) 宅地建物取引業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けた 宅地建物取引業者であること。
- (2) テナントの斡旋実績があること。
- (3) 斡旋した入店希望者との連絡調整等を行えること。
 - ※ ただし、応募申込に必要な書類の作成については入店希望者自身に行っていた だく必要があります。

2 仲介手数料

- (1) 入店希望者からの提案使用料(年額)の1箇月分にあたる金額(消費税及び地方消費 税含む)とします。
- (2) 成功報酬とし、斡旋した入店希望者がレストラン・喫茶コーナー使用者と選定され、同社から京都市への使用料の納入が確認できた後にお支払します。
 - ※ 斡旋した入店希望者がレストラン・喫茶コーナー使用者と選定された場合においても、使用許可申請を行わず、又は京都市に使用料を納入しなかった場合は、仲介手数料を支払うことはできません。

3 提出書類

- (1) 斡旋した入店希望者が提出する「参加申請書(様式1)」に不動産仲介事業者の情報を記載してください。
- (2) これまでの主なテナント斡旋実績(書式自由)を「4問合せ及び提出先」に書面で御提出ください。

4 問合せ及び提出先

 $\pm 604 - 8571$

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所(本庁舎1階) 京都市総合企画局国際化推進室(担当:北川・竹原)

電話: (075) 222-3072 FAX 番号: (075) 222-3055

電子メールアドレス: kokusai@city.kyoto.lg.jp